

令和4年第2回柳津町議会定例会会議録

第3日 令和4年6月10日（金曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 磯目泰彦	6番 松村亮	9番 鈴木吉信
2番 新井田順一	7番 伊藤昭一	10番 田崎信二
3番 伊藤純	8番 荒明正一	11番 齋藤正志
5番 岩淵清幸		

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町長 小林功	建設課長 横井伸也
副町長 矢部良一	みらい創生課長 天野美穂
総務課長 菊地淳一	保育所長 佐藤清子
出納室長 天野一保	教育長 神田順一
町民課長 杉原満	教育課長 新井田理恵
地域振興課長 鈴木秀文	公民館長 田崎治

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 橋本千恵 主査 鈴木勝久

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第1	報告第2号	総務文教常任委員会付託案件審査結果報告
日程第2	議案第40号	専決処分の承認を求めることについて（専決第2号柳津町税 条例の一部を改正する条例）
日程第3	議案第41号	専決処分の承認を求めることについて（専決第3号柳津町国 民健康保険税条例の一部を改正する条例）

- 日程第 4 議案第 4 2 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 4 号柳津町介護保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第 5 議案第 4 3 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 5 号令和 3 年度柳津町一般会計補正予算）
- 日程第 6 議案第 4 4 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 6 号令和 3 年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算）
- 日程第 7 議案第 4 5 号 柳津町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 4 6 号 令和 4 年度柳津町一般会計補正予算
- 日程第 9 議案第 4 7 号 令和 4 年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第 10 議案第 4 8 号 令和 4 年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第 11 議案第 4 9 号 令和 4 年度柳津町介護保険特別会計補正予算
- 日程第 12 議案第 5 0 号 令和 4 年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算
- 日程第 13 議案第 5 1 号 令和 4 年度柳津町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第 14 議案第 5 2 号 令和 4 年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算
- 日程第 15 議案第 5 3 号 令和 4 年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算
- 日程第 16 議案第 5 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 17 議案第 5 5 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 18 議案第 5 6 号 スクールバスの購入について
- 日程第 19 報告第 1 号 専決処分の報告について（専決第 7 号損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第 20 報告第 2 号 専決処分の報告について（専決第 8 号損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第 21 報告第 3 号 専決処分の報告について（専決第 9 号損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第 22 報告第 4 号 専決処分の報告について（専決第 10 号損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第 23 報告第 5 号 専決処分の報告について（専決第 11 号損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第 24 報告第 6 号 令和 3 年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について

追加日程第1 議案第57号 令和4年度柳津町一般会計補正予算

追加日程第2 議員提出議案第3号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出
について

◎開議の宣告

○議長

ただいまより本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。



◎議案の審議

○議長

日程第1、報告第2号「総務文教常任委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、磯目泰彦君。

○総務文教常任委員会委員長（登壇）

おはようございます。

それでは、報告いたします。

報告第2号 総務文教常任委員会付託案件審査結果報告

令和4年第2回柳津町議会定例会において本委員会に付託されました陳情第3号について、令和4年6月9日に教育長、教育課長の出席を求め委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、下記のとおり全委員の一致した結論に達しましたので、報告いたします。

記

陳情第3号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書提出を求める陳情について」は、陳情の趣旨を十分尊重し採択の上、議長名をもって関係各機関へ意見書を提出すべきものと決しました。

以上報告いたします。

令和4年6月10日

柳津町議会総務文教常任委員会

委員長 磯 目 泰 彦

柳津町議会議長 齋 藤 正 志 殿

以上です。

○議長

お諮りいたします。

ただいまの総務文教常任委員長の採択報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、総務文教常任委員長の報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長

日程第2、議案第40号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

おはようございます。

議案第40号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、柳津町税条例の一部改正を専決処分したものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

おはようございます。

議案第40号専決処分の承認を求めることにつきまして補足してご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

専決第2号柳津町税条例の一部を改正する条例であります。

今回の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年4月1日から施行されたことに伴いまして、柳津町税条例の一部を改正し、3月31日で専決をさせてい

ただいたものであります。

第1条としまして、第18条の4第1項の改正につきましては、納税証明書の記載事項について、法律の改正に合わせて条文を追加する内容となっております。

次に、第33条第4項及び第6項の改正につきましては、特定配当等に関する町民税所得割の課税標準の算出におきましては、確定申告書の記載内容によって適用することとする内容となっております。

次に、第34条の9第1項及び第2項の改正につきましては、総合分離課税の税額控除を確定申告書の記載内容によって行うこととする内容となっております。

次に、第36条の2第1項及び同条第2項の改正につきましては、公的年金受給者の住民税申告に係る規定を改正するとともに、省令が改正されたことに伴う項ずれに対応する内容となっております。

次に、第36条の3の2の改正につきましては、字句を整理し、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項に退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を追加するよう改正する内容となっております。

3ページをお願いいたします。

第36条の3の3の改正につきましては、字句を整理し、公的年金受給者の扶養親族等申告書について、一定の配偶者及び16歳を超える扶養親族を有する者について提出の義務を追加し、記載事項に配偶者氏名を追加する内容となっております。

次に、第48条第9項及び第15項の改正につきましては、法律の改正に伴う項ずれに対応する改正であります。

次に、第73条の2の改正につきましては、法改正に伴う措置、記載を行った固定資産税課税台帳を閲覧させることができることとする内容に対応するものでございます。

次に、第73条の3の改正につきましては、法改正に伴う措置、記載を行った固定資産税課税台帳に記載されている事項の証明書を交付することができることとする内容に対応するものとなっております。

次に、附則第7条の3の2第1項の改正につきましては、住宅借入金特別税額控除を延長する改正でございます。

4ページをお願いいたします。

附則第10条の2の改正につきましては、我が町特例の規定を法改正に合わせて整備し、項ずれに対応する改正内容となっております。

次に、附則第10条の3の改正につきましては、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う改正でございます。

5ページをお願いします。

附則第12条の改正につきましては、固定資産税の特例措置としまして令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%までとする内容でございます。

次に、附則第16条の3第2項の改正につきましては、申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り適用する改正となっております。

次に、附則第17条の2第3項の改正につきましては、引用している条項の削除に伴い規定を整備する改正でございます。

次に、附則第20条の2第4項の改正につきましては、特例適用配当等の申告方法について規定を整備する内容となっております。

次に、附則第20条の3第4項及び第6項の改正につきましては、条約適用配当等の申告方法について規定を整備する内容となっております。

次に、附則第26条の削除につきましては、住宅借入金特別税額控除の延長見直しに伴い、条文を削除するものでございます。

6ページをお願いいたします。

第2条の改正につきましては、扶養親族申告書関連の改正に伴いまして、令和3年3月31日専決の柳津町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する内容となっております。

次に、附則といたしまして、第1条では、各条文の施行期日について整理をし、第2条から第4条につきましては、納税証明書及び町民税、固定資産税に関する経過措置を定めたものでございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第40号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することに賛

成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第3、議案第41号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第41号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

本案は、地方税法等の一部改正及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免規定について、柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

おはようございます。

それでは、議案第41号専決処分の承認を求めることについて補足してご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

10ページをお開きください。

専決第3号柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令等の一部改正に伴い、中間所得層と高所得層の引上げ幅の公平等を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免期間を延長するため、所要の改正を行うものであります。

第2条第2項につきましては、ただし書中の国民健康保険税の基礎課税額医療分に係る課税限度額を現行の「63万円」から「65万円」に引き上げ、同条第3項につきましては、ただし書中の国民健康保険税の後期高齢者支援金課税額に係る課税限度額を現行の「19万円」から「20万円」に引き上げるものであります。

次に、第23条につきましては、国民健康保険税の減額について定めておまして、第2条第2項及び第3項の課税限度額の改正内容に合わせ、第1項中の国民健康保険税の基礎課税額医療分に係る課税限度額を現行の「63万円」から「65万円」に、後期高齢者支援金課税額に係る課税限度額を現行の「19万円」から「20万円」に引き上げるものであります。

附則第3項につきましては、法改正に合わせて「同条中」を「同項中」に改正するものであります。

附則第13項につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入が減少した国民健康保険税の納税義務者について、国民健康保険税の減免の特例を定めております。今回の改正では、減免の対象期間を令和4年度まで延長するため、「令和4年3月31日」から「令和5年3月31日」に改正するものであります。

附則といたしまして、第1条につきましては、施行日を令和4年4月1日とするものであります。

附則第2条につきましては、改正後の柳津町国民健康保険税条例第2条第2項から附則第3項までの規定を令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用をするものであります。

以上になります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第41号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第4、議案第42号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第42号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る介護保険料の減免措置を延長するため、柳津町介護保険条例の一部を改正する必要性が生じたため、専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

それでは、議案第42号専決処分の承認を求めることについて補足してご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

12ページをお開きください。

専決第4号柳津町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる介護保険の第1号保険料の減免期間を延長するため、所要の改正をするものであります。

附則第11条につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免の特例を定めているものであります。今回の改正では、減免期間を令和4年度分まで延長するため、現行の「令和元年度分から令和3年度分まで」を「令和3年度分および令和4年度分」に、「令和2年2月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5

年3月31日まで」に改正するものであります。

附則といたしまして、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上になります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第42号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第5、議案第43号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第43号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

本案は、令和3年度一般会計補正予算について、専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第43号専決処分の承認を求めることについて補足してご説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。

専決第5号令和3年度柳津町一般会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ708万5,000円を追加し、それぞれ42億3,256万4,000円とするものでございます。

第2条では、繰越明許費の変更につきまして繰越明許費の補正をさせていただいたところでございます。

第3条では、地方債の変更につきまして地方債の補正をさせていただいたものでございます。

19ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正でございます。

民生費、社会福祉費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業でございますが、これにつきましては、令和3年度に補正予算を計上しました住民税非課税世帯、それから、家計急変世帯に対する特別給付金として1世帯当たり10万円を支給する事業でございますが、申請期限が令和4年度にまたがるということで、令和3年度執行分を除きまして令和4年度に繰越しをさせていただいたものでございます。

なお、事業費で1,770万1,000円ということでございます。

次のページをお願いいたします。

第3表 地方債補正であります。

こちらにつきましては、事業費の確定に伴いまして起債の借入額につきまして補正をさせていただいたものでございます。合計のみ申し上げます。合計で5億1,986万円から440万円減額しまして、5億1,546万円とするものでございます。

24ページをお願いいたします。

歳入でございます。

今回の専決につきましては、以前の決算審査におきまして予算現額と収入済額との乖離が見られるということで予算に反映するよう指摘がございましたので、補正をさせていただいたものでございます。

まず、地方譲与税の地方揮発油譲与税で113万4,000円の増であります。

次に、自動車重量譲与税では38万7,000円の減。

次に、森林環境譲与税では62万7,000円の増。

次に、利子割交付金であります、1万2,000円の減。

次のページにいきまして、配当割交付金で30万3,000円の増。

次に、株式等譲渡所得割交付金でございますが、76万2,000円の増。

次に、地方消費税交付金でございますが、422万6,000円の増。

次に、環境性能割交付金50万2,000円の減ということで、全て確定による増減でございます。

次のページにいきまして、法人事業税交付金でございますが、75万1,000円の増。

次に、地方特例交付金で239万2,000円の増。

次に、交通安全対策特別交付金で6万4,000円の減。

寄附金でございますが、一般寄附金で225万2,000円の増でございます。内訳で、一般寄附金で200万円、ふるさと納税としまして25万2,000円の増ということで、こちらも確定による増でございます。

次のページにいきまして、繰入金、震災復興基金繰入金で3,000円の増であります、基金の利子分について補正をさせていただいたものでございます。

次に、町債でございますが、こちらは地方債の補正で申し上げた事業費の確定により全ての目におきまして減額をさせていただいたものでございます。土木債で250万円の減、消防債で50万円の減、教育債で30万円の減、衛生債で110万円の減ということで、トータル440万円の減となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出であります。

総務費、総務管理費、財政管理費で62万7,000円の増であります、こちらは歳入でございました森林環境譲与税の増額分につきまして同額を積み立てるものでございます。

企画費、町民バス管理費については、財源補正でございます。

次に、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費につきましては、補正額ゼロでございますが、予算の組替えでございます。住民税非課税世帯等に対する特別給付金事業に係る分で、委託料を減額した分を職員手当のほうに予算を組み替えております。

次に、民生費の母子福祉費、次のページの衛生費の塵芥処理費、その下の商工費の観光費、土木費の道路維持費、道路新設改良費につきましても、財源補正となっております。

次の30ページをお願いいたします。

同じく土木費の河川総務費119万円の減でございますが、県の急傾斜地崩壊対策事業負担

金ということで事業の確定による減でございます。

次に、消防費、防災費、広域消防費、それから、教育費の事務局費、次のページの運動公園管理費につきましても、財源補正となっております。

予備費については、764万8,000円の増ということでございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

7番、伊藤昭一君。

○7番

それでは、確認をさせていただきたいと思います。

まず、26ページでありますけれども、非常にありがたいことに一般寄附金として200万円計上されておりますけれども、これは個人か、法人か、区別がつかないんですが、これらの内容について、まず確認をさせていただきたいと思います。

それから、28ページになりますが、幾つか今回、財源補正という形で一般財源から地方債に補正をしていると。町民バス管理費、それから、31ページには運動公園管理費、こういったものがあります。また、塵芥処理費も含めてでありますけれども、これらについてはどんな理由なのか。一見すると、こういったものは経常経費的な存在のものであって、これらがなぜ地方債のほうに借金しているようになるのかというような疑問が実は残りましたので、これについて明解なる回答をいただきたいと。

この2点を確認させていただきます。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

まず、26ページの一般寄附金でございますが、一般寄附金につきましては法人であると思っております。当然、ふるさと納税については個人ということでございます。

それから、財源補正の関係でございますが、こちらについては、事業の確定による起債の増減と過疎債のソフト分というのがありまして、もう枠が決まっております。その中で、例えば、企画費ですと減額した分、それを町民バス管理費、事業費が大きいものですからそち

らのほうに組替えを行ったということでございます。町民バス管理費で500万円増とありますが、企画費の400万円、母子福祉費の10万円、30ページの教育費の事務局費の90万円、これを合わせますとトータル、プラスマイナスゼロということになりますので、そういった関係で財源補正をしているということでございます。

以上であります。（「はい、分かりました」の声あり）

○議長

ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第43号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第6、議案第44号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第44号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

本案は、令和3年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算について、専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第44号専決処分の承認を求めることにつきまして補足してご説明申し上げます。

33ページをお願いいたします。

専決第6号令和3年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算であります。

第1条としまして、施設勘定の歳入予算の補正となります。

36ページをお願いいたします。

歳入になります。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の予算を取る項目でございますが、本来、国庫支出金に予算を取るべきところを県支出金で予算措置をしていたということで予算の組替えをさせていただいたものでございます。県支出金の診療施設県補助金で8万円の減、国庫支出金の診療施設国庫補助金で8万円の増ということでございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第44号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第7、議案第45号「柳津町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正

する条例」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第45号「柳津町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由を説明いたします。

本案は、福島県重度障がい者支援事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

それでは、議案第45号柳津町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例について補足してご説明いたします。

38ページをお開きください。

柳津町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例につきましては、主に福島県重度障がい者支援事業費補助金交付要綱の一部改正によるものになります。

また、障害の「害」について、県のほうでは平仮名表記としておりますので、合わせて改正するものであります。

県の交付要綱の改正の趣旨といたしまして、要綱で準用している国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正及び県財務規則県補助金等の交付等に関する要綱準則様式の改正によるものであります。

それでは、本文についてご説明させていただきます。

題名中及び第1条につきましては、障害者の「害」を平仮名に改正し、以下、各条において同様に福島県に関する「害」については平仮名に改正するもので、以下の各条において同様に平仮名に改正するものであります。

第2条及び第3条まで、それぞれ文言及び加除等をし条文の体裁を整えるため、改正するものであります。

第4条につきましては、文言及び加除等をし条文の体裁を整えるとともに、県交付要綱により給付の制限としまして別表3（1）と別表3（2）の表記に改めるものでございます。

39ページをお開きください。

別表2の次に次の1表を加えるということで、第4条関係、給付制限の所得額を別表3（1）と別表3（2）として表記するものであります。

別表3（1）につきましては、受給者本人の所得基準になります。定める所得の額につきましては、扶養親族等の数がない場合、169万5,000円、1人以上の場合、169万5,000円に扶養親族等1人につき38万円を加算した額とし、扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときには1人につき48万円加算した額とし、扶養親族等が所得税法に規定する特定扶養親族であるときには1人につき63万円加算した額としております。

別表3（2）につきましては、扶養義務者、主として重度心身障害者の生計を維持する者の所得基準になります。定める所得の額につきましては、扶養親族等の数がない場合、638万7,000円、1人の場合、663万6,000円、2人以上の場合、663万6,000円に扶養親族のうち1人を除いた扶養親族等1人につき21万3,000円を加算した額とし、扶養親族等が所得税法に規定する老人扶養親族があるときはその額に1人につき6万円加算した額とし、老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき6万円を加算した額としております。

なお、別表3（1）と（2）、いずれか基準額を超えると、重度心身障害者の資格のほうは有しますが、医療費の給付助成のほうは非該当となります。

40ページ、附則といたしまして、公布の日から施行するものであります。

以上になります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第45号「柳津町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例」

を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第 8、議案第46号「令和4年度柳津町一般会計補正予算」

日程第 9、議案第47号「令和4年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」

日程第10、議案第48号「令和4年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第11、議案第49号「令和4年度柳津町介護保険特別会計補正予算」

日程第12、議案第50号「令和4年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」

日程第13、議案第51号「令和4年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」

日程第14、議案第52号「令和4年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算」

日程第15、議案第53号「令和4年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」

については、いずれも関連がありますので、一括上程し、議題といたしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号は、一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第46号「令和4年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、人事異動等に伴う人件費及び国県補助金等の確定等に伴う歳入歳出予算の補正であります。

次に、特別会計であります。

議案第47号「令和4年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、事業勘定で人事異動等に伴う人件費に係る歳入歳出予算の補正であります。また、施設勘定で診療収入及び施設修繕、医療機器の賃借料に係る歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第48号「令和4年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、人事異動に伴う人件費に係る歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第49号「令和4年度柳津町介護保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、介護保険料減免及び成年後見制度市町村申立制度に係る歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第50号「令和4年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、人事異動に伴う人件費に係る歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第51号「令和4年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、公共汚水ます設置工事に係る歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第52号「令和4年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、公営企業法適用化業務等に係る歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第53号「令和4年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、公営企業法適用化業務に係る歳入歳出予算の補正であります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第46号から議案第53号まで補足してご説明申し上げます。

なお、今回の補正は、主に4月の人事異動に伴います人件費の補正と銀山川の河川工事に伴う温泉管の移設工事、それから、コロナウイルス関連の事業による補正予算となっております。

1ページをお願いいたします。

議案第46号令和4年度柳津町一般会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ7,186万7,000円を追加し、それぞれ40億9,186万7,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の補正をお願いするものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正であります。

広域消防負担金事業であります。810万円から20万円増額しまして830万円とするものです。これにつきましては、会津美里消防署の新築工事におきまして起債の対象となります事業費に変更が生じたことによる補正となっております。

8ページをお願いいたします。

歳入になります。

国庫支出金の衛生費国庫負担金で262万5,000円の増であります。これは、新型コロナウイルスワクチンの4回目に係る経費に対する国からの負担金となっております。

次に、国庫補助金で民生費国庫補助金2,179万9,000円の増であります。

まず、社会福祉費補助金で1,769万9,000円の増ということで、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業でございますが、令和3年度も同じ事業があったわけなんです。新たに今年度、住民税が非課税になった世帯、それから、家計急変世帯に対して1世帯当たり10万円を支給する事業に対する補助金となっております。

次に、子育て特別給付金事業補助金15万円の増につきましては、令和3年度分の精算分でございます。

次に、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業補助金395万円につきましては、今年度の事業に対する事業費補助金と事務費補助金でございます。

次に、衛生費国庫補助金224万7,000円の増でございますが、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種の体制確保に要する経費に対する補助金でございます。

次に、教育費国庫補助金で616万3,000円の増でございますが、文化芸術振興費補助金ということで、歳出のほうに出てきますが、公民館費のほうに事業費が出てきます。国の事業が採

択になったということでございます。

次のページをお願いいたします。

県支出金、県補助金で農林水産業費県補助金124万円の増であります。まず、農業費補助金で76万円の減であります。全て県からの内示に基づく減額補正となっております。次に、林業費補助金200万円の増であります。野生鳥獣被害防止地域づくり事業補助金ということで、事業要望が採択になったということで補正をお願いするものでございます。

次に、教育費県補助金109万3,000円の増であります。各小中学校のコロナ対策に要する経費に対する補助金となっております。

次に、繰入金、財政調整基金繰入金であります。1,300万円の増ということで、今回の補正予算におきまして歳入歳出のバランスを見たときに財源が足りないということで財政調整基金を取り崩して繰り入れるものでございます。

次に、諸収入、雑入であります。2,350万円の増であります。移設補償金ということで2,500万円でございます。こちらが銀山川の河川工事に伴います温泉管の移設補償金となります。その下の地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業助成金については、当初、要望しておりましたけれども、不採択ということで減額をしたものでございます。

次のページにいきまして、町債、消防債であります。20万円の増ということで、広域消防負担金事業債ということで先ほど申し上げた会津美里消防署の新築工事に係る分で、起債対象事業が増加になったということで補正をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

まず、議会費、議会費で49万1,000円の増につきましては、人事異動に伴います増額補正となっております。

次に、総務費の一般管理費で120万円の増につきましても、人事異動に伴うそれぞれ増減でございます。

12ページにいきまして、企画費でございます。778万3,000円の増でございます。給料、職員手当は人事異動に伴うもの、需用費につきましては、光ケーブルの支障移転工事に要する経費ということでございます。

次に、総務費の徴税総務費19万5,000円の減につきましては、人事異動に伴う減でございます。

13ページにいきまして、総務費の参議院議員選挙費で13万8,000円の増、それから、県知

事選挙費で12万5,000円の増ということで、こちらは非常勤公務災害補償負担金ということで、投票管理者や立会人、期日前の投票管理者、立会人などの公務災害補償負担金ということで、今後、全ての選挙において掛けるようになるものでございます。

次に、民生費の社会福祉総務費で1,428万8,000円の増であります。給料、職員手当については、人事異動に伴うものです。次のページにいきまして、需用費から扶助費につきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に要する経費でございます。なお、扶助費で1,500万円とありますが、見込みで非課税世帯100世帯、家計急変世帯で50世帯を見込んでおります。償還金利子及び割引料で50万3,000円の増であります。令和3年度分の精算に伴う償還金となっております。繰出金で21万8,000円、国保事業勘定への繰出金でございます。

次に、老人福祉費2,584万6,000円の増であります。工事請負費で2,500万円ということで、こちらのほうが県の銀山川の河川工事に伴います温泉管移設工事に要する経費となっております。繰出金で84万6,000円の増ということで、後期高齢者医療特別会計への繰出しとなっております。

次に、国民年金費31万6,000円の増につきましては、人事異動に伴う増となっております。

次のページにいきまして、民生費の柳津保育所運営費で503万4,000円の減でございます。給料、職員手当については人事異動に伴うもの、それから、報償費13万円の増であります。体操教室の講師謝礼の金額の変更とALTが7月で終了するというのでその後の外部講師代としまして補正をお願いするものです。

次に、西山保育所運営費で183万5,000円の減につきましては、人事異動に伴う補正でございます。

次のページにいきまして、児童措置費689万5,000円の増でございますが、こちらにつきましては、職員手当から負担金補助及び交付金まで、令和3年度も実施しました子育て世帯への生活支援給付金事業に係る経費でございます。償還金利子及び割引料で294万5,000円の増につきましては、令和3年度分の事業費確定による償還金となっております。

次に、衛生費の予防費で653万1,000円の増であります。こちらにつきましては、新型コロナワクチン接種の4回目に係る経費分でございます。そのほか、委託料の中の検査委託料165万9,000円につきましては、町民のコロナPCR検査委託料ということで200人分を予定しているものでございます。

次のページをお願いいたします。

農林水産業費で農業委員会費121万2,000円の減につきましては、人事異動に伴う減でございます。

次に、農業振興費229万円の減につきましては、給料、職員手当は人事異動に伴うもの、それから、8節の旅費から次のページの負担金補助及び交付金までにつきましては、令和4年度当初予算で地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業が不採択ということで、その事業費分を減額するものでございます。

次に、負担金補助及び交付金1万5,000円の増であります。生産力強化総合対策事業補助金8万5,000円の減につきましては、事業費確定による減でございます。GAP更新事業補助金10万円の増であります。GAPの取得につきましては、当初は国・県の補助金がございますが、更新となりますと費用が約20万円かかるということで、その半分を補助したいということでございます。

農地費220万6,000円の増であります。人事異動に伴うものです。

次に、地域農政特別対策事業費で5万4,000円の増であります。こちらの経費につきましては、JAと会津17市町村が中心となりまして首都圏で農産物のPRを実施していく事業でございます。

次に、農村総合整備費で266万4,000円の減でございますが、農業集落排水事業特別会計と簡易水道事業特別会計への繰出金ということでございます。

次のページをお願いいたします。

中山間地域等直接支払事業費で336万5,000円の増につきましては、給料、職員手当は人事異動に伴うものでございます。需用費と備品購入費につきましては、県の補助金の内示額がトータル減額になりまして、事業費の組替えを行ったものでございます。

次に、林業振興費でございますが、191万4,000円の減ということでございます。給料、職員手当については人事異動に伴うものです。負担金補助及び交付金ということで200万円ありますが、野生鳥獣被害防止地域づくり事業補助金ということで、県のほうで事業が採択となったということでございます。次のページにいきまして、繰出金5万5,000円の減につきましては、林業集落排水事業特別会計への繰出金です。

林道維持費500万円の増であります。修繕費となっております。令和3年度の冬の大雪の影響等によりまして林道の修繕が必要になったものでございます。

次に、商工費、商工振興費で94万1,000円の増につきましては、人事異動に伴うものです。観光費46万8,000円の増であります。給料、職員手当は人事異動に伴うものでございま

す。そのほかの経費につきましては、地域おこし協力隊に係る分でございますが、7月から委託型の協力隊に移行したいということでございます。これまでは報酬で協力隊のほうに払っておりましたが、委託料ということで今後、支払いをしていきたいということでございます。それと、只見線の復活を描きました霧幻鉄道の上映会に係る経費が主なものとなっております。

22ページにいきまして、土木費、道の駅管理費66万円の増でございますが、工事請負費ということでポケモン公園へ防犯カメラを設置したいということで、その経費分でございます。

次に、道路新設改良費18万円の減につきましては、職員の扶養親族に変更があったということで減額をするものです。

下水道費110万円の増であります、下水道事業特別会計への繰出金となっております。

次に、公営住宅管理費で2万7,000円の増につきましては、職員の借りている家賃改定による増となっております。

次のページをお願いいたします。

消防費の広域消防費については、財源補正でございます。

次に、教育費、事務局費で316万7,000円の増であります。給料、職員手当については人事異動に伴うものです。需用費につきましては消耗品ということで、小中学生が通学時に熊に遭ったということで熊鈴を購入する経費となっております。

24ページにいきまして、柳津小学校管理費と3目の柳津小学校教育振興費については、財源補正となっております。

西山小学校管理費32万円の増、それから、4目の西山小学校教育振興費2万円の増につきましては、コロナ関係の経費でございまして、それに対する需用費と備品購入費となっております。

次に、教育費の会津柳津学園中学校管理費65万4,000円の増、それから、会津柳津学園中学校教育振興費の4万4,000円の増につきましても、コロナ関係の経費でございまして、需用費と備品購入費ということで計上させていただいたところでございます。

次のページにいきまして、社会教育総務費47万3,000円の増であります。給料、職員手当については人事異動に伴うものです。そのほかの経費につきましては、今年度採用の会計年度任用職員分について変更があったということで増減をお願いするものです。

次に、公民館費616万3,000円の増でございますが、こちらにつきましては、歳入のほうでもありました国の補助事業である「食文化ストーリー」創出・発信モデル事業が採択になった

ということで、それに係る経費でございます。

次に、26ページでございますが、保健体育総務費では63万円の減でございます。旅費と需用費ということで、こちらのほうは、年度当初、沖縄のほうで実施予定のB&Gの指導員の養成研修ということで予定しておりましたが、応募者が多かったということで今年度については非該当ということで減額をさせていただいたものです。

次に、学校給食費11万1,000円の増につきましては、会計年度任用職員の通勤手当の分でございます。

運動公園管理費については36万1,000円の増ということで、B&Gグラウンドの散水設備工事に係る経費となっております。

予備費で92万6,000円を減額するものです。

36ページをお願いいたします。

議案第47号令和4年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算であります。

第1条では、まず、事業勘定で歳入歳出それぞれ21万8,000円を追加し、それぞれ4億8,271万8,000円とするものでございます。次に、施設勘定であります。歳入歳出それぞれ84万3,000円を追加し、それぞれ6,234万3,000円とするものでございます。

41ページをお願いいたします。

歳入でございます。

繰入金、一般会計繰入金ということで21万8,000円の増でございます。

次のページをお願いします。

歳出になります。

総務費、一般管理費で21万8,000円の増でございますが、全て人事異動に伴う人件費の増減でございます。

54ページをお願いいたします。

施設勘定の歳入になります。

診療収入、内科後期高齢者診療報酬収入で75万9,000円の増、それから、内科一部負担金収入で8万4,000円の増ということで、収入見込みによる増額補正となっております。

次のページをお願いします。

歳出でございますが、総務費、一般管理費で25万8,000円の増であります。需用費ということで修繕費でございますが、診療所脇の発熱外来施設の修繕に係る経費となっております。

次に、医薬費の医薬用機械器具費で34万7,000円の増額補正でございますが、使用料及び

賃借料ということでございます。在宅酸素の患者が診療所を受診することとなったということで、新たに機械を借りる経費について補正をお願いするものでございます。

予備費23万8,000円を増額するものです。

次のページをお願いいたします。

議案第48号令和4年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ86万1,000円を追加し、それぞれ5,636万1,000円とするものでございます。

61ページをお願いいたします。

歳入であります。

繰入金、事務費繰入金で84万6,000円の増でございます。

諸収入、雑入で1万5,000円の増ということで、再任用職員の雇用保険料負担金でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費の一般管理費で86万1,000円の増ということで、全て人事異動に伴う増、減となっております。

69ページをお願いいたします。

議案第49号令和4年度柳津町介護保険特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ7万5,000円を追加し、それぞれ5億8,887万5,000円とするものでございます。

74ページをお願いいたします。

歳入であります。

保険料、第1号被保険者保険料で30万円の減です。まず、現年度分特別徴収保険料で20万円の減、同じく現年度分普通徴収保険料で10万円の減ということで、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、収入が減少したことによる減免分を見込んだものでございます。

次に、国庫支出金でございますが、災害臨時特例補助金で18万円の増、特別調整交付金で9万円の増ということでありますが、こちらにつきましては、保険料の減免分に対する国からの補助金、交付金ということでございます。

諸収入、雑入で10万5,000円の増であります。成年後見制度の申立て費用に係る本人負担金ということでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございますが、地域支援事業費の任意事業費で10万5,000円の増であります。需用費で5,000円、役務費で10万円でございますが、成年後見制度申立てに係る経費となっております。

予備費で3万円を減額するものでございます。

76ページをお願いいたします。

議案第50号令和4年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ272万9,000円を減額し、それぞれ9,907万1,000円とするものでございます。

81ページをお願いいたします。

歳入であります。

繰入金、一般会計繰入金ということで272万9,000円の減でございます。

次のページをお願いします。

歳出になります。

総務費の施設管理費で272万9,000円の減ということで、給料、職員手当、共済費まで全て人事異動によるものでございます。

88ページをお願いいたします。

議案第51号令和4年度柳津町下水道事業特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ110万円を追加し、それぞれ8,710万円とするものでございます。

93ページをお願いいたします。

歳入でございます。

繰入金の一般会計繰入金で110万円の増でございます。

次のページをお願いします。

歳出になりまして、総務費、施設管理費で110万円の増でございますが、こちらのほうは、住宅を新築するに当たりまして公共汚水まさんがないということで、新たに設置するものでございます。

95ページをお願いいたします。

議案第52号令和4年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ36万5,000円を追加し、516万5,000円とするものでござい

ます。

第2条では、地方債の補正をお願いするものでございます。

98ページをお願いします。

第2表 地方債補正でございます。

公営企業法適用化事業ということで230万円から30万円増額しまして260万円とするものでございます。対象事業費の増額に伴う補正となっております。

101ページをお願いいたします。

歳入でございます。

繰入金で一般会計繰入金6万5,000円の増でございます。

町債で30万円の増ということで、下水道事業債でございますが、起債の対象事業費の増による補正をお願いするものでございます。

次のページにいきまして、歳出でございますが、総務費の施設管理費で36万5,000円の増でございます。需用費の修繕費ということで12万円でございますが、麻生地区浄化センターの修繕に係る経費でございます。委託料24万5,000円の増であります。公営企業法適用化業務委託料の増額の補正をお願いするものでございます。

103ページをお願いいたします。

議案第53号令和4年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ24万5,000円を追加し、それぞれ514万5,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の補正をお願いするものでございます。

106ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正であります。

公営企業法適用化事業ということで、こちらも230万円からプラス30万円しまして260万円とするものでございます。対象事業費の増額に伴う補正でございます。

109ページをお願いいたします。

歳入であります。

繰入金、一般会計繰入金で5万5,000円の減。

町債の下水道事業債で30万円の増ということでございます。

次のページ、歳出になりますが、総務費の施設管理費で24万5,000円の増でございます。公営企業法適用化業務委託料ということで、委託料の増額の補正をお願いするものでござい

ます。

以上で補足説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

7番、伊藤昭一君。

○7番

私は、19ページ、まずこれを少しお聞きしたいと思いますが、林業振興費の県事業、野生鳥獣被害防止地域づくり事業補助金200万円。事業採択になりましたという報告でしたので、大変喜ばしいことであるなと思っておりますが、しからば、どのような内容で県のほうから採択されたのか。どんなことをしようとしているのか。具体的にこれをお聞きしたいと。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、ご質問にお答えします。

林業費の野生鳥獣被害防止地域づくり事業補助金の200万円でございますが、まず、県の補助金としては10分の10ということで、これは地区単位での事業、地区そのものが手を挙げて地区での取組を支援するというものでございます。

内容的には、地区との相談という形なんです、ソフトの面からハード、例えば、今だとワイヤーメッシュというんですか、そちらの設置をすとか、あとは、直接、県のほうからアドバイザーも派遣されますので、それで地区全体で鳥獣対策をやっていこうという中身になっております。中のメニューにつきましては、アドバイザーとともに県と相談の上、地区と県が相談をして、町も間に入りますが、そういった形で進めていくという事業でございます。

以上でございます。

○議長

7番、伊藤昭一君。

○7番

そうしますと、その地区がこの事業で非常に効果があったと。すばらしい事業だということに認められるとすれば、柳津町でも鳥獣被害というのはその地区だけではありませんから、

例えば、行政区47地区あるうちで私のほうもやりたいということだったら、それは可能になってくる。そうすると、町の事業として今後、継続していくというような考え方でよろしいでしょうか。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

実は、これは昨年もありまして昨年も1地区実施しておりまして、途中で地区の中でちょっとできないというところまでいったんですけれども。今回も、これは昨年ですか、区長会で募集をしたところ1地区ありましたので、今回は塩野地区でございますが、そちらのほうで手を挙げていただいたということで。県の事業、こういうものもありますので、もちろん、10分の10の予算でございますので、こういった地区ぐるみでやりたいという場合は、ぜひ手を挙げていただいて。県のほうも予算の枠がありますので、全部の地区を一緒にというわけにはいきませんが、そういった中で、まずこういったものもありますよということをモデル的なものでやっていただいて、まだ県のほうで予算があるというのであれば、何年まで継続するか分かりませんが、そちらのほうも使っていただけますよという形でやっていければと思っております。

以上でございます。（「終わります」の声あり）

○議長

ほかにありませんか。

6番、松村 亮君。

○6番

私からは、21ページ、商工費の委託料の部分です。只見線の映画の上映について少しお伺いをします。

私の目や耳にもこの映画上映の件、届いております。10月の全線開通に向けまして、非常に機運の高まりを感じている今日この頃であります。

そういった中で、映画の上映に関して費用を町が取るというところで、私の記憶が正しければ、当町に関しては駅舎の利活用を中心に只見線を盛り上げていきたいというような話があった。その中で、沿線自治体とか、あるいは、会津広域とか、県下で取り組むものに関しては各関連団体と協議、協力をよくしてやっていきたいと思います。五月雨式に出てくる提案に関しては、要注意ですよというようなお話を3月の全員協議会、もしくは、その前のときに

お話をさせていただいたと思うんですが、今回、これを町が単独で費用を取るところで、それ相応の理由があるのではなかろうかというところと、持ちかけてきた方々、団体がいらっしゃるんだろうと思うんですが、それ相応の事業計画書みたいなものが示されて当然なのかなと思っているんですが、この点について、課長に伺います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、21ページの先ほど総務課長からも補足説明がございましたが、霧幻鉄道というもの、会津でもときどき上演しておりますが、そちらのほうは7月の下旬に全国上映というふうにも決定しております。

今回、当町に監督とプロデューサーと星さんが直接おいでになられまして、5月2日ですがけれども、各只見線沿線の市町村にもお声がけをしているという中で、その内容につきましては、映画の上映をぜひ住民の方に無料でやってみてはいかがかという内容でございました。それにつきましては、10月1日の全線再開通に向けまして住民にも関心を持っていただいて、今後の只見線の利活用につなげていただければなという話でいただいております。私の知る限りですと、ここから奥ですと三島、金山、只見ですか、あと美里町のほうで既に上映が決まっています。これは6月中の上映がもう決まっているということで、もうやっているところもあるかもしれませんが、そちらでも決まっております。

当町としましては、その話を受けまして、ほかの地区、奥の地区を聞いてみたんですけども、町が運営補助を出して只見線の再開通を応援する団体がそれぞれあるようでございます。そちらに毎年、補助金として出している中で、そちらの団体では、そちらの町ではやっていくというところがございますが、柳津町につきましては、そういった団体、きちんとした団体はございませんので、補助をしている団体というのはございませんので、町としましては、10月1日の再開通の記念事業として今回、町でやってもいいのかなど。住民の方には無料でご覧になっていただければということで今回、補正をしたものでございます。

以上でございます。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

本件に関しましては、大変公共性が高いものでありまして、今ほどの課長のご回答で理由

が分かりましたよというところであります。

少し、昨年度、駅舎の利活用に関しましては、町内の方が会議に何度となく役場を訪れて、休みの日を使って駅舎の利活用なんかもしてきました。それら全ては、当然、町長、副町長、ご来場いただいた記憶がありますので、ご覧になっていると思いますが、全て志というか、有志の部分で取り組まれています。予算もない中でそういうことをやってきた経緯がある中で、私が1つ申し上げたいのは、幾らよその自治体がそういうことをやっていますとか、公共性がありますというのはもちろんなんですけど、いきなりおいそれと来て、この町はじゃあいきなり、はい、分かりましたということでお金を出しちゃうんですかというのが、すごく納得が私はいかないところであります。その件に関しては、町長に見解を伺いたい。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

この件に関しては、やはり駅の利活用については多くの皆さんに検討いただいて、そして、時間を費やしていただいているということも承知をしております。

今回、今ほど地域振興課長からもありましたけれども、非常に公益性の高いということもありまして、あと隣接町村なんかとの話、首長たちの話もあった中で、今回に限ってやろうかというような話もありましたので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

最後になります。

まず、少し強めの言い方をしたことに関しては大変申し訳なく思っているんですが、これらは、全て計画に基づいて手順を踏めば、こうやって補正をするまでもない事業ではないのかなと思っております。

いま一度お願いをして終わりたいんですが、今度、議会は9月にありますが、9月にこのような事案が起きないことをお願いしたい。そのように思って、終わります。

以上です。

○議長

答弁はいいですか。

○6番

はい。

○議長

ほかにありませんか。

1番、磯目泰彦君。

○1番

私も、一般会計の25ページになるんですが、9款教育費の中で2目公民館費7節報償費から12節委託料まで、合計616万3,000円ということで、これもやはり国からの補助ということで10分の10の事業を行うんだよというようなことで説明をいただきましたが、もう少し詳細について、なかなか文言としてなじみがあまりないような文言が並んでいるような感じがしますので、詳細について、7から12節までの各項に当たりますところを説明いただければと思いますので、お願いします。

○議長

公民館長。

○公民館長

それでは、質問にお答えいたします。

今回の事業につきましては、現在、文化庁のほうが地域の伝統食ですとか、これについて調査、保存、あるいは、国内外に向けた文化観光資源づくりの一環として進めている通称食文化ストーリー事業に応募したところ、全国13自治体の1つに採択されたために今回、予算を計上するものでございます。

今現在、柳津の伝統食につきましては、食文化の変化ですとか、あるいは、多様化とともに家庭での提供機会も減少しておりますし、また、地域の伝統食、あるいは保存食が急速に失われているのではないかとということも危惧しております。

また、これと併せまして、伝統食に関わる食材の採取ですとか加工技術、あるいは、道具や保存方法やそれにまつわるものも、急速に継承、保存が今、危うくなっているということと認識しております。

このために、こういった急速に失われつつあります地域の伝統食、こういったものに関して継承、そして、将来的な利活用を見据えながら、保存食の文化的な価値について調査、記録、研究を行うとともに、地域での温度を高めながら内外に向けた発信をしていきたいということが、今回の事業の中身となっております。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

食文化ということでご説明を今、いただきました。

実はこの食文化、郷土料理とか郷土食というようなことで今、公民館長のほうから答弁をいただきましたけれども、老婆心ながらというか、あれなんです、こういった感じのところということで本年度、県サポート事業のほうでもこういった内容の行事がこのように行われているわけでございます。笹巻きということで、今、まだ募集しているそうなんです。これについても、いわゆる郷土料理の1つだよというようなことで回っているわけですが、内容的に今回のこの笹巻きとかという県サポート事業と国の補助事業ということで、事業内容が重複しているように私には見受けられるんですが、県と国、各方からいただいた補助の内容について、どのようにすみ分けをしながら、そして、関連性を持ちながらやっていくのか、その点、再度お聞きをしたいと思います。

○議長

公民館長。

○公民館長

それでは、質問にお答えいたします。

2つの事業のすみ分けというご質問だったかと思います。県のサポート事業につきましては、昨年から継続されておまして2か年目になっております。今回、このサポート事業の主な目的は、地域の生きる力を身につける、地域でそれぞれその地域のコミュニティーの中で生きていく個人、あるいは、団体の力を伸ばすためにこういったことをやったらいいかということで、1つ、テーマとして上げられているものが温故知新だったり、地域の素材を生かしたり、地域の価値に目を向けるというところで事業を行っております。その一環で、今、ご質問にもございました笹巻きなどというものも地域、この時期に田んぼを終えた後に神様に感謝するために笹巻きにして行ったといった伝統行事に関して光を当てながら、先人を思いながら、地域を考えるという1つの枠組みがございます。

一方では、食文化ストーリーの主な事業というものが、地域の食の文化的な価値について調査、研究を行ってくださいということが重立った中身となっております。そういった中身を調査、研究したものをただ研究して終わりということではなく、地域にも広めながら、かつ、それを将来的な文化観光につなげられるような、そういった可能性を示してくださいと

ということで、両事業につきましては、関連しているところもありつつも、大本の部分で目的というものはかなり異なってきているかと認識しております。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

理解がちょっと……、私がちょっと理解不足になっているのかどうか、分からないんですが。

結局のところ、食文化というつながりがあって、片方ではこういった形で皆さんにやっていただくよというような部分と、アーカイブ的な部分も片方はあるのかなというような、そういった捉え方でいいのかどうかなんです、その点はそういった理解でいいということであれば、事業の内容に重複しないように一連性を持った事業内容を展開していただきたい。

やはり町民参加型の場合には、その事業内容によっては、また同じことやってんじゃねえのかというような話も出てくるので、そういった部分、慎重に精査しながらやっていただきたいと思いますが、私のこの見解でいいかどうか、再度、公民館長にお聞きして終わりたいと思います。

○議長

公民館長。

○公民館長

今、ご指摘ございましたアーカイブ的なものになるのではないかとのご指摘なんです、まさに議員おっしゃるとおりというふうに認識しております。調査研究の中では、やはりデジタルで整理をしていく。それを将来的に内外に発信を向けてということで、アーカイブ的になっていくのかなと考えております。

一方では、先ほどのご質問でございますが、県のサポート事業のほうですと、記録という観点よりは、むしろ地域の中でそういったことをやり続けていく、個人と個人、あるいは、地域と地域が結びついているところに食だったり、伝統的なものが入ってくる、そういったイメージで事業を進めていければと考えております。（「終わります」の声あり）

○議長

ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第46号「令和4年度柳津町一般会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第47号「令和4年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第48号「令和4年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第49号「令和4年度柳津町介護保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第50号「令和4年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第51号「令和4年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第52号「令和4年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第53号「令和4年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

ここで暫時休議いたします。

再開を11時45分といたします。(午前11時33分)

○議長

議事を再開いたします。(午前11時45分)

◇ ◇ ◇

○議長

日程第16、議案第54号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

◇ ◇ ◇

○議長

暫時休議いたします。(午前11時45分)

○議長

議事を再開します。(午前11時46分)

◇ ◇ ◇

○議長

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(登壇)

議案第54号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」提案理由を説明いたします。

本案は、一ノ瀬信夫氏が令和4年6月30日をもって任期満了となることにより提案するものであります。

ただいまお手元にお配りいたしました、

住所、福島県河沼郡柳津町大字柳津字家ノ北丙77番地5、氏名、飯塚勝己、生年月日、昭和28年3月16日生まれの選任につき、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長

お諮りいたします。

議案第54号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第17、議案第55号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第55号「工事請負契約の締結について」提案理由を説明いたします。

本案は、柳津町役場非常電源設備工事請負契約の締結について、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第55号工事請負契約の締結につきまして補足してご説明いたします。

柳津町役場非常電源設備工事につき、下記のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の対象でございますが、柳津町役場非常電源設備工事。

契約金額、3,850万円。

契約の相手方、福島県郡山市小原田三丁目8番6号 太平電気株式会社福島支社 支社長 野坂健史。

契約の方法でございますが、指名競争入札。

以上で補足説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

5番、岩淵清幸君。

○5番

この非常用電源というのは、いわゆる発電機というふうに解釈しておりますが、3月の予算委員会の説明では自転車というか、その駐車場という場所の説明でありましたが、私の個人的な考えではあそこは不適かなというふうに考えておりました。その後、変更になったのかどうか。どの場所に設置されることになるのか、教えていただきたいと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

ただいまのご質問の件でございますが、当初は車庫の脇を想定しておりましたけれども、民家が近いということもございまして、予定ですと、駐車場のATMの後ろ側になりますけれども、農道沿いの街灯の下あたりを想定しております。消雪が入っておりますので、入っていないところに設置しまして、できるだけ工事費を安くしたいということで計画しております。

以上であります。（「終わります」の声あり）

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

私からは、入札そのものについてというところでご質問させていただきたいと思います。

聞くとところによりますと、今回、予定価格に対して落札価格、大分値差があったよというところで、それが割とびっくりするような部分だったりもするんですが、当町において、まづ1つは、大分、予定価格より低い中で大丈夫なんですかというか、工事がきちんと履行されるものなのかどうか。そこら辺を、手づかみの感覚でいいんですが、お伺いしたいと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

ただいまのご質問の件でございますが、現在、町の入札におきましては最低制限価格とい

うものを設けておりませんので、最低落札価格をもって落札者としております。

今回の入札者におきましては、5者を選定し入札を実施しましたところ、1者からは辞退の届出がございました。4者による入札ということで、その中で最低落札者でありました太平電気株式会社福島支店を落札業者としたところでございます。

町でも、予定価格と入札価格に大きな差があったということで、業者のほうに確認しておりますが、入札の金額に対する工事費の内訳書のほうを提出させまして、これで施工可能ですよということで回答を得ております。

以上であります。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

1つは、工事は大丈夫そうですよということで担保されているのかなと思うんですが、今、お話に出た部分、制度そのものについては、前向きに今後、検討していかなければいけないことだと思っているんですけども。最低制限価格制度、これに関しては、全国の市区町村の中でももう8割から9割は採用されているような制度のようであります。柳津町がなぜこれをやっていないのか、理由は分かりませんが、やはり工事のクオリティーの担保であるとか、事業者も見積りを出すので、これだけ値差が出てしまうとこけんに関わる部分がやはりあるんですね、日頃の工事が何だったのかとか。なので、そういったところを踏まえて、最低制限価格制度については深く前向きにご検討いただきたい、このように思いますが、一応、コメントというか、いただいて終わりたいと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

ただいまのご質問の件でございますが、最低制限価格を設けるに当たりましては、メリットとデメリットがあるかと思っております。町の入札制度においては、今回の入札だけの問題ではございませんので、今後、内部で協議をしていきたいと思っております。

以上であります。

○議長

ほかにありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第55号「工事請負契約の締結について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第18、議案第56号「スクールバスの購入について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第56号「スクールバスの購入について」提案理由を説明いたします。

本案は、スクールバスの購入契約を締結したいので、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、教育課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（登壇）

それでは、議案第56号スクールバスの購入について補足して説明いたします。

43ページをお開きください。

スクールバス購入につき、下記のとおり購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

本議案は、町バスとスクールバスを兼ねている琵琶首線から配置換えをして現在、軽井沢線を走行しているバスの更新となります。平成22年9月購入で走行距離、6月3日現在で40万754キロメートルであります。

契約の内容であります、

- 1、購入の対象 スクールバス（29人乗り）
- 2、契約金額 1,069万7,760円
- 3、契約の相手方 福島県会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原224番地
会津自動車工業株式会社 代表取締役 四家邦博
- 4、契約の方法 指名競争入札であります。

以上で補足説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第56号「スクールバスの購入について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第19、報告第1号「専決処分の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第1号「専決処分の報告について」ご説明いたします。

本報告は、令和4年1月18日、柳津町大字細八字根柄巻地内において発生した事故について、3月7日に相手方と和解したため、地方自治法第180条第1項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

報告第1号専決処分の報告について補足説明をさせていただきます。

45ページをご覧ください。

専決第7号損害賠償の額の決定及び和解について。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり損害賠償の額を決定し和解いたしましたので、下記の内容を報告いたします。

記

1、損害賠償及び和解の相手方

住所 宮城県仙台市若林区五橋三丁目2番1号

氏名 東日本電信電話株式会社

2、事故の概要

令和4年1月18日、細八地内の除雪作業中、車両を後退させようとしたところ、排土板を電話線の支柱に接触させ、一部を破損させたものであります。

3、町の損害賠償 25万2,105円

4、和解の内容

町は、相手側に損害賠償額を支払うものとし、一切の債権債務関係がないことを確認いたしました。

令和4年3月7日

柳津町長 小林 功

以上、報告とさせていただきます。

○議長

これをもって報告を終わります。



○議長

日程第20、報告第2号「専決処分の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第2号「専決処分の報告について」ご説明いたします。

本報告は、令和4年1月12日、柳津町大字大成沢字前田地内において発生した事故について、4月7日に相手方と和解したため、地方自治法第180条第1項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

報告第2号専決処分の報告について補足説明をさせていただきます。

47ページをご覧ください。

専決第8号損害賠償の額の決定及び和解について。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり損害賠償の額を決定し和解いたしましたので、下記の内容を報告いたします。

記

1、損害賠償及び和解の相手方

住所 福島県河沼郡柳津町大字大成沢字前田493番地

氏名 鈴木秋子

2、事故の概要

令和4年1月12日、大成沢地内を除雪作業中、車両を後退させようとしたところサイドランプを鈴木氏宅の軒先に接触させ、屋根の一部を破損させたものです。

3、町の損害賠償額 1万2,650円

4、和解の内容

町は、相手側に損害賠償額を支払うものとし、一切の債権債務関係がないことを確認いたしました。

令和4年4月7日

柳津町長 小林 功

以上、報告とさせていただきます。

○議長

これをもって報告を終わります。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第21、報告第3号「専決処分の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第3号「専決処分の報告について」ご説明いたします。

本報告は、令和3年11月25日、会津若松市白虎町地内D'クラディア会津グランシエルにおいて発生した事故について、4月7日に相手方と和解したため、地方自治法第180条第1項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

報告第3号専決処分の報告につきまして補足してご説明申し上げます。

49ページをお願いいたします。

専決第9号損害賠償の額の決定及び和解についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり損害賠償の額を決定し和解しましたので、報告いたします。

記

1、損害賠償及び和解の相手方

住所 福島県会津若松市白虎町192番地2

氏名 D'クラディア会津グランシエル管理組合

2、事故の概要でございますが、

令和3年11月25日、会津若松市白虎町地内D'クラディア会津グランシエル駐車場において町有車両をUターンさせようとしたところ、敷地内の花壇に接触させ、一部を破損させてしまったものでございます。

3、町の損害賠償 9万3,500円

4、和解の内容でございますが、

町は、相手側に損害賠償額を支払うものとし、一切の債権債務関係がないことを確認するものでございます。

令和4年4月7日

柳津町長 小林 功

以上で補足説明を終わります。

○議長

これをもって報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長

日程第22、報告第4号「専決処分の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第4号「専決処分の報告について」ご説明いたします。

本報告は、令和4年2月6日、柳津町大字琵琶首字居平地内において発生した事故について、4月7日に相手方と和解したため、地方自治法第180条第1項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

報告第4号専決処分の報告について補足説明をさせていただきます。

51ページをご覧ください。

専決第10号損害賠償の額の決定及び和解について。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり損害賠償の額を決定し和解いたしましたので、下記の内容を報告いたします。

記

1、損害賠償及び和解の相手方

住所 福島県河沼郡柳津町大字琵琶首字居平102番地

氏名 鈴木英次

2、事故の概要

令和4年2月6日、琵琶首地内において除雪作業中、車両を前進させようとしたところ排土板を鈴木氏所有の小屋に接触させ、窓ガラス及び雪囲いを破損させたものです。

3、町の損害賠償額 8万8,000円

4、和解の内容

町は、相手側に損害賠償額を支払うものとし、一切の債権債務関係がないことを確認いたしました。

令和4年4月7日

柳津町長 小林 功

以上、報告とさせていただきます。

○議長

これをもって報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長

日程第23、報告第5号「専決処分の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第5号「専決処分の報告について」ご説明いたします。

本報告は、令和3年12月28日、会津若松市蟹川地内において発生した事故について、5月11日に相手方と和解したため、地方自治法第180条第1項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

報告第5号専決処分の報告について補足してご説明申し上げます。

53ページをお願いいたします。

専決第11号損害賠償の額の決定及び和解についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり損害賠償の額を決定し和解しましたので、報告いたします。

記

1、損害賠償及び和解の相手方

住所 福島県大沼郡会津美里町駅前2616番地

氏名 会津大川土地改良区

2、事故の概要であります、

令和3年12月28日、会津若松市蟹川地内を走行中、路面凍結により車両がスリップし道路脇の用水路へ転落させ、一部を破損させてしまったものでございます。

3、町の損害賠償 15万9,500円

4、和解の内容であります、

町は、相手側に損害賠償額を支払うものとし、一切の債権債務関係がないことを確認するものでございます。

令和4年5月11日

柳津町長 小林 功

以上で補足説明を終わります。

○議長

これをもって報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長

日程第24、報告第6号「令和3年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第6号「令和3年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について」報告いたします。

本報告は、地方自治法及び同施行令の規定により報告をするものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

報告第6号令和3年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告につきまして補足してご説明いたします。

55ページをお願いいたします。

令和3年度柳津町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

合計の欄でございますが、9件で2億248万9,000円とありますが、これにつきましては、3月議会で繰越明許費として議決をいただいた8件、1億8,478万8,000円と3月31日、専決させていただきました住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の1件、1,770万1,000円の合計で9件、2億248万9,000円となったところでございます。なお、翌年度繰越額につきましては、そのうち1億8,901万1,000円となっております。

56ページをお願いいたします。

令和3年度柳津町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。

こちらにつきましては、3月議会で繰越明許費として議決をいただいた金額と同額となっております。維持修繕事業で1件、金額で85万3,000円となっております。なお、翌年度繰越額についても同額となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長

これをもって報告を終わります。

◇ ◇ ◇

○議長

次に、本日の議事日程に追加される議案があります。

お諮りいたします。

本日の議事日程に、追加日程第1、議案第57号「令和4年度柳津町一般会計補正予算」、

追加日程第2、議員提出議案第3号「「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出について」を追加し、議題にしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、お手元にお配りのとおり日程を追加し、議題とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

追加日程第1、議案第57号「令和4年度柳津町一般会計補正予算」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第57号「令和4年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、四ツ谷地区の土砂災害に伴う災害査定設計費に係る歳入歳出予算の補正であります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第57号令和4年度柳津町一般会計補正予算であります。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、それぞれ41億1,186万7,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

繰入金、財政調整基金繰入金で2,000万円でございます。基金のほうを取り崩して繰り入れするものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、現年公共土木災害復旧費で2,372万4,000円の増額補正でございます。これにつきましては、町道五疊敷大成沢線四ツ谷地内の土砂災害に係る測量設計委託料ということでございます。

予備費で372万4,000円を減額するものでございます。

以上であります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第57号「令和4年度柳津町一般会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長

追加日程第2、議員提出議案第3号「「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出について」を議題といたします。

お諮りいたします。

議員提出議案第3号「「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出について」は、内容を具備しており、先ほど総務文教常任委員長より採択の報告がありましたので、説明及び質疑を省略し、原案のとおり決定したいと思っておりますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。



◎閉会の議決

○議長

以上をもって本定例会の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

これをもって閉会としたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、令和4年第2回柳津町議会定例会を閉会といたします。

長時間に及ぶ審議、誠にご苦労さまでした。(午後0時19分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

柳津町議会 議長 齋藤正志

同 議員 磯目泰彦

同 議員 新井田順一

同 議員 伊藤純